

# ハンセン病問題と真宗

ハンセン病問題とは  
ハンセン病隔離政策の歴史

市民の差別意識

隔離政策と真宗大谷派

小笠原登の事績

いま、共なる歩みを 人間回復の闘い

大谷派の取り組み

# ハンセン病問題と真宗

明治政府は、「文明国」の仲間入りをすることをめざし、1907年、法律第十一号「癩予防ニ関スル件」を制定、ハンセン病患者を国辱とみなし、ハンセン病絶対隔離政策を開始する。

この政策は、家族・ふるさととの分断、園名の強要、断種・墮胎、懲戒、強制労働など過酷な人権侵害を引き起こす、世界でも類をみない非道な政策であった。さらに戦後の民主憲法のもとでもあらためられることなく、「無らい県運動」の展開などにより市民を隔離政策の直接の担い手としながら、1996年に「らい予防法」が廃止されるまで、ハンセン病を患った人たち、そしてその家族への被害を与え続けたのである。

この隔離政策に大谷派は当初から「大谷派光明会」を設立するなど、「慰安教化」活動を中心に教団をあげて加担していく。ハンセン病患者を「世に最も憐れむべき境遇に在る」ものとし、「慰安」の対象とみなし、国に感謝して隔離を受け容れることができが「信心」であり「救い」であると説いてきたのである。

このような教化活動は、入所者に隔離の受容を植えつけることとなり、病そのものとは別のもう一つの苦しみをもたらした。

また大谷派は、「癩絶滅小ポスター」を全寺院に配布するなど、「絶対隔離政策の促進」を市民に対しても強く訴えていく。療養所の内外に、隔離の過ちに目覚めさせない役割を果たしてしまったのである。

隔離の中で厳しい生活を余儀なくされていた入所者であるが、決して無抵抗であったわけではない。1953年には、当事者団体である「全患協」(現全療協)を結成し隔離政策の継続に徹底的に抗った。またその後も長島架橋運動を闘うなど途絶えることなく運動は続けられ、1996年の予防法廃止から2001年のハンセン病国賠訴訟勝利へと続いている。また各地で「退所者の会」や「遺族の会」が立ち上げられるなど、当事者運動は広がりを見せ、それに応えようとする市民運動も活発化しており、2008年には、96万筆もの署名により「ハンセン病問題基本法」が制定された。

大谷派も、過去の歴史と向き合う中で、らい予防法廃止に時をあわせ、謝罪声明と国への要望書を提出、あらたな取り組みの一歩を踏み出した。その後も、ハンセン病問題に関する懇談会を中心に、隔離されたもの、隔離したものが共に解放される世界を求めて活動を展開している。

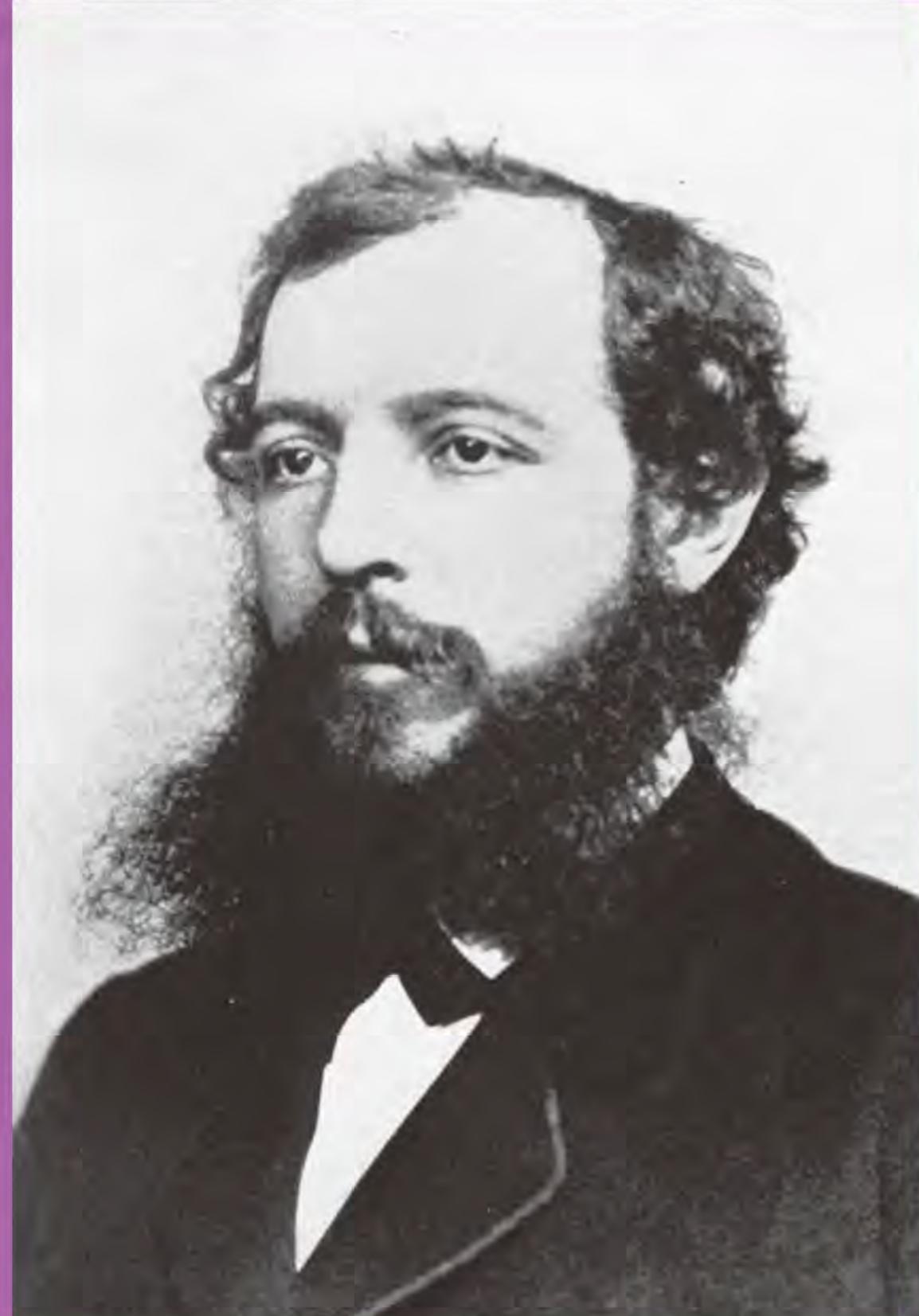
しかし、ハンセン病回復者に対する宿泊拒否事件が起こるなど、差別は厳然と存在し、ふるさととや家族との関係の回復も、大きな課題となっており、真のハンセン病問題の解決は、まだまだ緒についたばかりと言わざるを得ない。

# ハンセン病問題とは ハンセン病隔離政策の歴史

ハンセン病隔離政策は、1907年、法律第十一号「癩予防ニ関スル件」が制定されることに始まる。「文明国」の仲間入りをすることを至上課題としていた明治政府の、患者を国辱とみなし、社会防衛の意味においても、患者の存在そのものを撲滅しなければならないという考えから始まった政策と言える。

この法律は、戦時体制に突入していく中で、1931年「癩予防法」と名をかえ、患者すべての絶対隔離を定める法律となった。民族の質の向上を図るとする優生思想の台頭とも絡み、「民族浄化」が叫ばれる中、ハンセン病を患った人たちが社会に存在することを徹底的に嫌ったのである。

さらにこの法律は、戦後、強制隔離を強く定める「らい予防法」となって生まれ変わる。入所者における隔離政策の不当さへの目覚めを押さえ込んでいくためには、いっそう厳しい法律が必要だったのである。以後、1996年の廃止まで存続し、「比類なく深く」「ひとりひとりの全人格、全人生にわたる被害」(「ハンセン病国賠訴訟状」)を与え続けた。



アルマウエル・ハンセン博士

## ハンセン病とは

ハンセン病は、1873年にノルウェーの医師ハンセンにより、原因となる菌が発見され感染症であることがわかった。しかし現在の日本の生活環境では疫学的に見て多くの人に免疫があると考えられ、新たな患者の発生はありません。回復の方々の外見上の特徴は、治療が遅れたことによるもので、病気は完治しています。



国内の国立療養所13園、私立療養所1園のほか、台湾と韓国にも日本の隔離政策によって設置された療養所が現在も存続している。

## ハンセン病療養所の入所者数 (施設別)

全療協本部調べ \*国立療養所の入所者数 2019年5月1日現在

\*私立療養所の入所者数 2019年5月1日現在

\*( )内は平均年齢

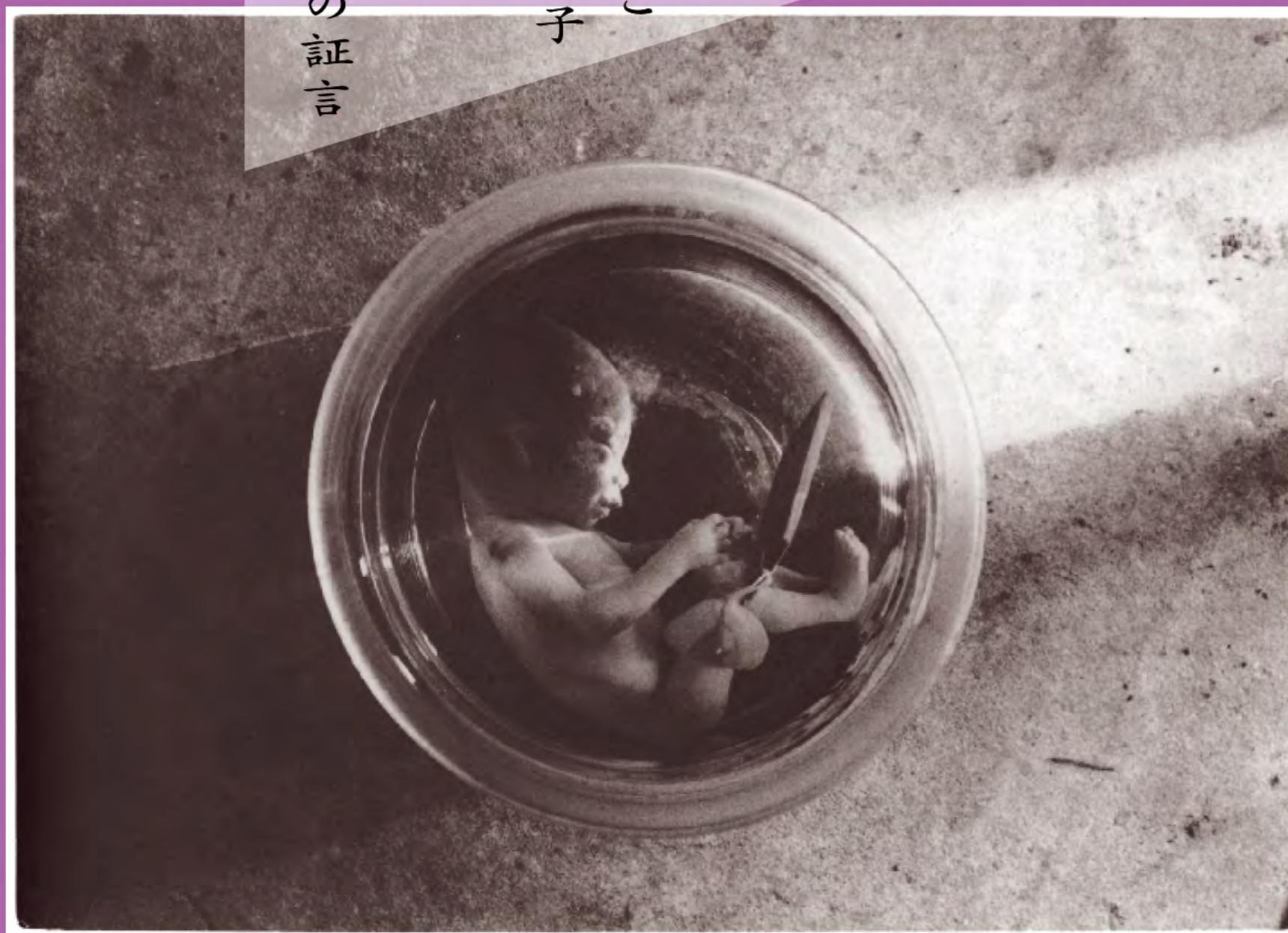
施設名	入所者数(人)	所在地
(国立療養所)		(13カ所)
松丘保養園	65(86.2)	〒038-0003 青森県青森市大字石江字平山19
東北新生園	58(88.0)	〒989-4601 宮城県登米郡迫町新田字上葉ノ木沢1
栗生楽泉園	62(88.1)	〒377-1711 群馬県吾妻郡草津町大字草津乙647
多磨全生園	156(86.0)	〒189-0002 東京都東村山市青葉町4-1-1
駿河療養所	50(84.9)	〒412-8512 静岡県御殿場市神山1915
長島愛生園	150(86.0)	〒701-4592 岡山県邑久郡邑久町虫明6539
邑久光明園	86(85.9)	岡山県邑久郡邑久町虫明6253
大島青松園	53(84.2)	〒761-0198 香川県木田郡庵治町6034-1
菊池恵楓園	193(84.4)	〒861-1113 熊本県菊池郡合志町大字栄3796
星塚敬愛園	116(87.5)	鹿児島県鹿屋市星塚町4204
奄美和光園	23(86.3)	鹿児島県名瀬市和光町1700
沖縄愛樂園	140(84.4)	沖縄県名護市字済井出1192
宮古南静園	59(87.5)	〒906-0003 沖縄県平良市字島尻888
計	1,211(85.9)	
(私立療養所)		
神山復生病院	4(88.8)	静岡県御殿場市神山109
総数	1,215	

近年は、毎年、100人以上の入所者が亡くなっている。

つらくて、いたい…。「いいことをしておいて、何がいたいか！」と怒鳴られた。たまらなかつた。台の上に上がつたときに、器具の音を聞きながら気を失つた。子どもを引きずり出された。顔をたたかれて目が覚める。鼻も口もガーゼで押さえられてバタバタしている赤ちゃん。まぶたが動いていた。へその緒が波打つていた。髪の毛が真っ黒だつた。子どもが殺されるー。看護師はあわてるように子どもを走つて持つて行つてしまつた。そのときの医師はこう言った。「園の規則まで破つて子どもをつくつて、恥ずかしくないのか」。水さえ飲ませてもらえなかつた。その悔しさは忘れられない。

私たちには、子どもを産む権利がないということは、ここは社会と違うんだと思った。赤ん坊の死後、夫は二度と子どもができないよう、断種手術を強制された。

玉城しげさんの証言



### ホルマリン漬け胎児

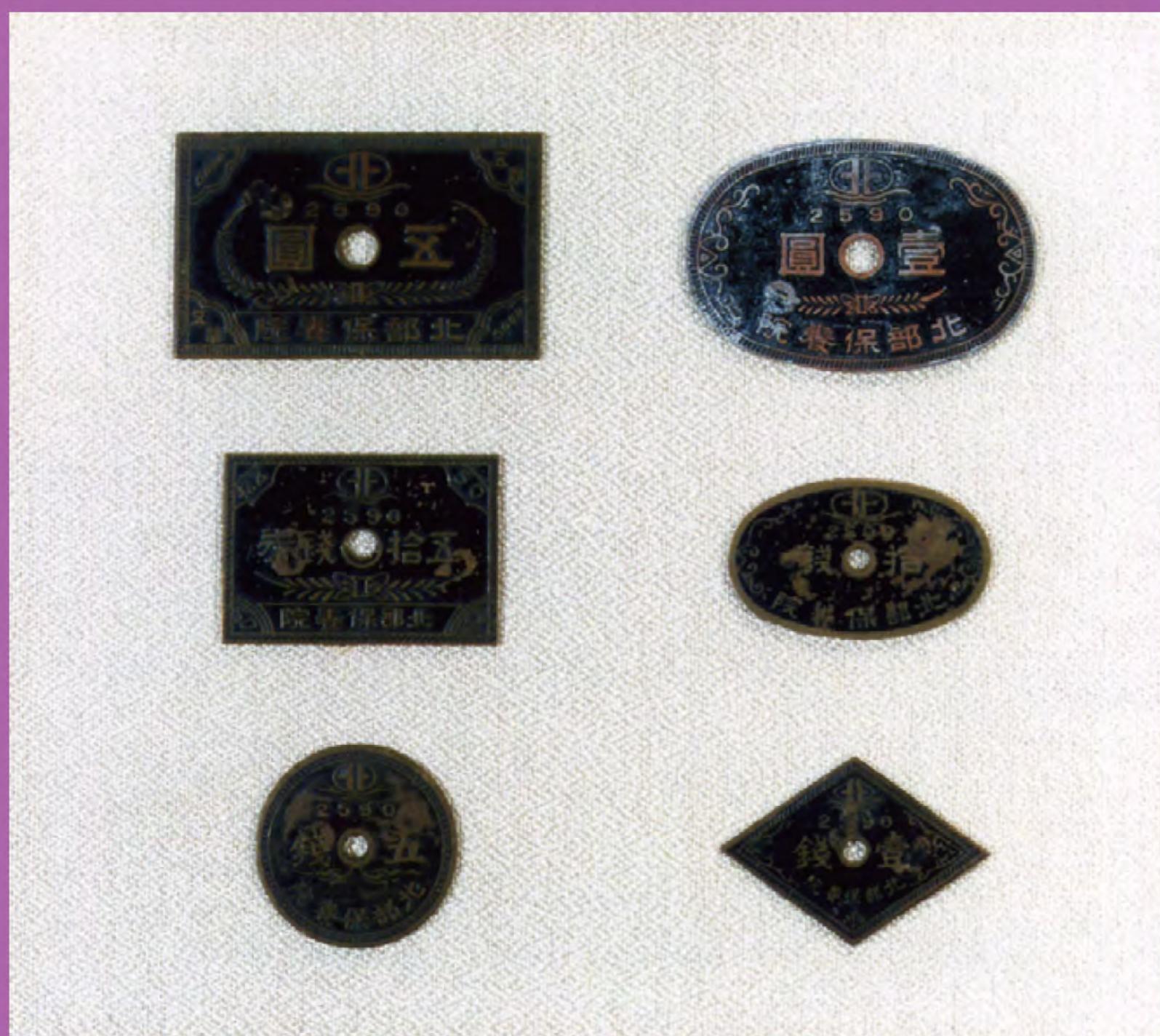
ちょうこんざい

趙根在写真集『ハンセン病を撮り続けて』草風館  
強制墮胎された「胎児」は、ホルマリン漬けにされ、倉庫などに保管されていた。保管と言うより放置されたと言うほうが適切な状態であった。



### 厚い壁 菊池惠楓園

ハンセン病療養所は逃走防止のため厚い壁で囲まれた。これは、人間の心と心の厚い壁ともなつた。



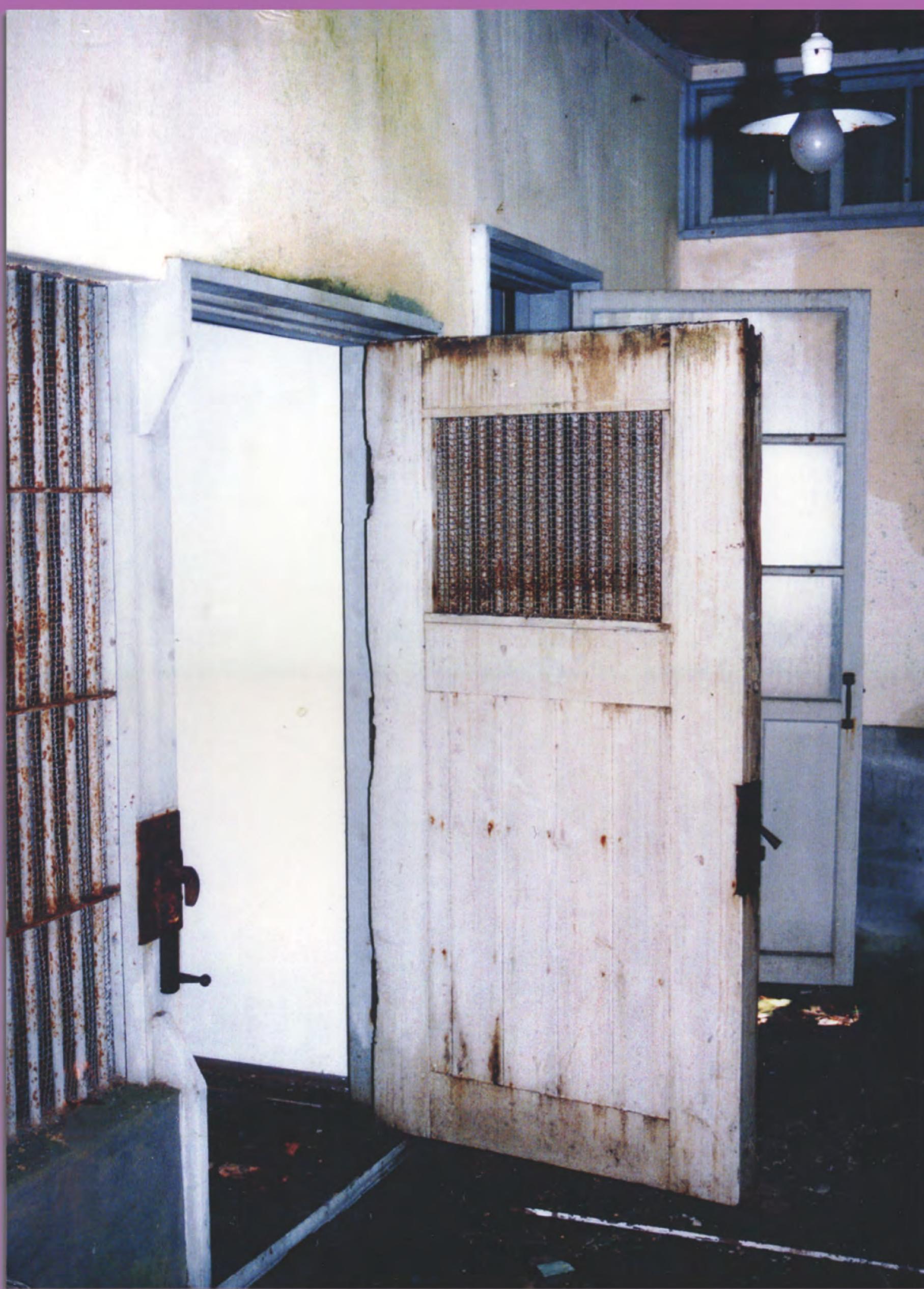
### 園内通用券 松丘保養園

北部保養院時代のもの。逃走防止のため多くの療養所で導入された。



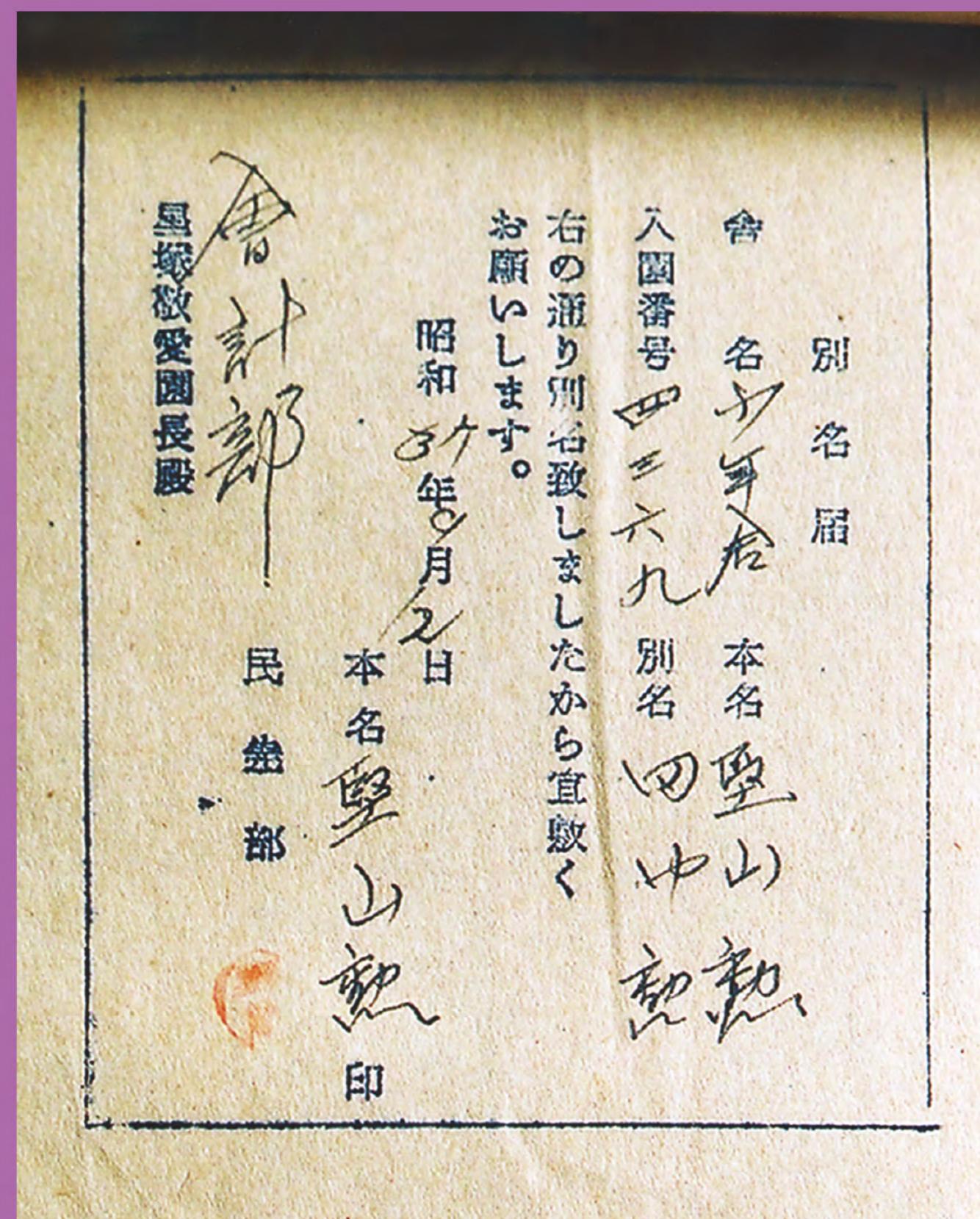
### 星塚敬愛園旧火葬場

他の病院や療養所ではなく、ハンセン病療養所にしか存在しないものの象徴として、火葬場、納骨堂、監房・監禁室があげられる。



### 監房跡 大島青松園

懲戒検束規定のなかで、園長には入所者に対する懲戒権が与えられていた。療養所は治外法権下におかれだったのである。この「監房」は戦後作られたもの。



### 別名届 星塚敬愛園

入所者の多くは、療養所で「園名」を名のられた。1962年に豊山勲さんが入所した当時のもの。このとき豊山さんは13歳。



### 逃走患者名簿 多磨全生園

厳格な隔離と、過酷な療養所生活により、逃走しようとする人が後をたたなかつた。これらの人たちに対しては、名簿が作られいっそう厳しい管理がなされた。



### 貞明皇后歌碑 駿河療養所

「つれづれの友となりてもなぐさめよ ゆくことかたきわれにかはりて」 1932年11月10日、大宮御所の歌会で節子皇太后（貞明皇后）が「癩患者を慰めて」と題して詠んだ歌。以後、癩予防協会はこの日を「お恵みの日」と定め、皇室の「仁慈」が強調された。この歌は、海外を含めすべての療養所に「下賜」された。

## らい予防法(1953年制定 抜粋)

### (国立療養所への入所)

- 第六条 都道府県知事は、らいを伝染させるおそれがある患者について、らい予防上必要があると認めるときは、当該患者又はその保護者に対し、国が設置するらい療養所(以下「国立療養所」という)に入所し、又は入所させるように勧奨することができる。
- 2 都道府県知事は、前項の勧奨を受けた者がその勧奨に応じないときは、患者又はその保護者に対し期限を定めて、国立療養所に入所し、又は入所させることを命ずることができる。
  - 3 都道府県知事は、前項の命令を受けた者がその命令に従わないとき、又は公衆衛生上らい療養所に入所させることが必要であると認める患者について、第二項の手続きをとるいとまがないときは、その患者を国立療養所に入所させることができる。
  - 4 第一項の勧奨は、前条に規定する医師が当該患者を診察した結果、その者がらいを伝染させるおそれがあると診断した場合でなければ、行うことができない。

### (外出の制限)

- 第一五条 入所患者は、左の各号に掲げる場合を除いては、国立療養所から外出してはならない。
- 一 親族の危篤、死亡、り災その他特別の事情がある場合であって、所長が、らい予防上重大な支障を来たすおそれがないと認めて許可したとき。
  - 二 法令により国立療養所外に出頭を要する場合であって、所長が、らい予防上重大な支障を来たすおそれがないと認めたとき。
  - 2 所長は、前項第一号の許可をする場合には、外出の期間を定めなければならない。
  - 3 所長は、第一項各号に掲げる場合には、入所患者の外出につき、らい予防上必要な措置を講じ、且つ、当該患者から求められたときは、厚生省令で定める証明書を交付しなければならない。

### (秩序の維持)

- 第一六条 入所患者は、療養に専念し、所内の紀律に従わなければならない。
- 2 所長は、入所患者が紀律に違反した場合において、所内の秩序を維持するために必要があると認めるときは、当該患者に対して、左の各号に掲げる処分を行うことができる。
  - 一 戒告を与えること。
  - 二 三十日をこえない期間を定めて、謹慎させること。
  - 3 前項第二号の処分を受けた者は、その処分の期間中、所長が指定した室で静居しなければならない。
- 第二八条 左の各号の一に該当する者は、拘留又は科料に処する。
- 一 第十五条第一項の規定に違反して国立療養所から外出した者
  - 二 第十五条第一項第一号の規定により国立療養所から外出して、正当な理由がなく、許可の期間内に帰所しなかつた者
  - 三 第十五条第一項第二号の規定により国立療養所から外出して、正当な理由がなく、通常帰所すべき時間内に帰所しなかつた者

## 三園長の国会証言(抄録)

—第十二回国会(1951年)参議院厚生委員会会議録より—

### 光田健輔園長

未収容患者が二千人残っていると厚生省の統計はいっておられます。詮索すると余計にあるかもわかりません。その残っている患者を早く収容しなければなりませんけれども、これに応じない者がたくさんあります。そのような者に強制的に、このらい患者を収容するということが、今のところでははなはだそのようなところまで至っていないのであります。この点については特に法律の改正というようなことも必要であります。強権を発動させるということでなければ何年たっても、同じことを繰り返すようになくなっています。家族内伝染は決してやまない。手錠でもはめてから捕まえて強制に入れればいいのですけれども、ちょっと知識階級になりますと何とかかんとか逃げるのであります。そのような者はどうしても収容しなければならんという、強制のもう少し強い法律にして頂かんと駄目だと思います。

治療も必要であります。私どももまたその幼児の感染を防ぐためらい家族のステルザチョンということも勧めてやらす方がよろしいと思います。らいの予防のため優生手術ということは、保健所あたりにもう少し、しっかりやってもらいたいと考えております。

それで患者の逃走ということですね。これは何ば入れてもですね。その網の目をくぐって逃走するのでございますから、私どもは、逃走しないようにですね、長島というところは海の中にあって、どこへでも船でゆかねばならんようにしている。ところが船を買収しまして、いまでは千円、二千円ほど漁夫にやって向こうへ逃げてゆくわけです。そういうものはですね、逃走罪という一つの体刑を科するかですね。そういうようなことができればほかの患者の警戒にもなるのであるし、今度は刑務所もできたのでありますから、逃走罪というような罰則が一つほしいのであります。これは一人を防いで多数の逃走者を改心させるというようなことになるのですから、それができぬものでしょうか。

病名をハンセン氏病と日本で変えるということについては、子供みたいな話ではないかと、私どもは考えるのであります。

それからもう一つ予防上から申しておくのは、所の中に民主主義を誤解して、患者が相互に自分の党をふやすということで争っているところがあります。それは遺憾なことで患者が互いにいがみ合っているようなことになっております。これは愚考の心得違いであります。そのためそこの従業員が落着いて仕事ができない。結局は患者の不幸になって参ります。もう少し法を改正して闘争の防止ということにしなければ、不心得な分子が院内の治安を乱しますから、十分法の改正すべきところはして頂きたいと、以上でございます。

## 三園長の証言

『全患協運動史』全患協発行

戦後も隔離政策をいつそう強化して行くことを目的に、参議院厚生委員会で光田健輔はじめ三園長が証言を行った。



ソロクト  
小鹿島更正園の断種台

隔離政策は、日本統治下のアジアの国や地域にも及んだ。1916年、朝鮮総督府は、小鹿島慈恵医院を設置、1935年には「朝鮮癪予防令」が公布される。台湾でも1930年、樂生院が開設され、1934年には、勅令「癪予防法」が公布される。小鹿島では、懲戒として断種が行われるなど、被害は甚大であった。

ソロクト  
小鹿島更正園の断種台

1944年10月10日、沖縄県國頭愛樂園は7時間に及ぶ空襲をうけ、その後も艦砲射撃などにより壊滅的な被害をうけた。その後は、米軍統治下におかれ、本土の療養所とは違う苦しみを与えられた。

# 市民の差別意識

1940年、厚生省は各都道府県に「患者収容の完全を期せんがためには、いわゆる無癩県運動の徹底を必要なりと認む」という指示を出した。この「無癩県運動」は官製の国民運動として全国的に展開され、熊本県本妙寺における患者の検挙・強制収容など各地で「患者狩り」など徹底的な強制隔離が行われた。

無らい県運動の展開によって、ハンセン病絶対隔離政策の担い手は、行政当局や警察だけでなく、一般市民にも広がっていくこととなった。学校や地域社会が、患者を隔離から守るのではなく、逆にあぶり出していく構図が作られ、その家族に対する差別を助長し、竜田寮児童通学拒否事件などを生み出したと言える。地域社会が自らの手で住民を排除したという傷跡は、排除されたものと排除したもの双方に生々しく残り、現在も社会復帰や故郷との絆を回復する際の大きな障害となっている。

無らい県運動は、戦後も第二次の運動として展開され、ハンセン病に対する市民の差別と偏見を助長し続けることにつながり、「らい予防法」100年の存続に大きな役割をはたした。

ハンセン病国賠訴訟判決後に起きた原告に対する差別はがきの投函や、熊本県温泉ホテルでの宿泊拒否事件は、いま厳然として存在する差別意識の現れとして、私たち一人ひとりが向き合うべき大きな課題である。

往日封建ノ世ニハ士農工商穢多非人各階級ヲタテテ容易ニ相婚スルヲ許サズ  
穢多非人ニ至リテハ之ト火ヲ一ニセズ況シヤ結婚ノ沙汰ニ於テヲヤ階級ノ區別  
斯ク嚴重ナルニ……(中略)……今日ニテハ旧時ノ穢多非人モ既ニ平民ニ列シ  
テ人間並ノ交際ヲ為スニ至リタレバ此輩ノ血統モ亦社会ニ広マル可キナリ  
下流ノ人民中ニハ癩病遺伝ノ家少ナカラズ

## 高橋義雄『日本人種改良論』(1884年)

『日本人種改良論』を著し、日本人の「人種改良」のためには「人種的」に「優種」である欧米人との「雑婚」を進めるべきであると主張した福沢諭吉門下の高橋義雄は、その著書のなかで賤称廃止令による旧賤民と平民との結婚が「癩病遺伝」などの「血統」が社会に広まるとしている。

私は荷物を持ってあげようと手を差し出したとき、「お母ちゃん」「お母ちゃん」と、泣き叫びながら男の子が転がるように走り寄つてくる。その後から父親が子供の名を呼び続けて迫つてきた。後ろ髪を引かれたように母親は立ち止まり、子供は「お母ちゃん、何処へ行く、僕も行く」と駆け寄り、母親の腰にしがみつき大声に泣きわめく、母親は必死に嗚咽をかみしめ気丈にも「お母さんは用事に行くだけで、用が済んだらすぐ帰る」と、懸命に言い聞かすが、子供は見知らぬ私を睨みつけ、地団駄を踏んで「うそや、うそや」と、さらに強く抱きついて手を離そうとしない。後ろを振り返りながら連れ戻される子供、母親は遂にたまらず腹の底から絞り出すように泣き崩れた。父親に手を引かれて立ちすくむ、不憫な子供の姿がいつまでも私の脳裏から消えなかつた。

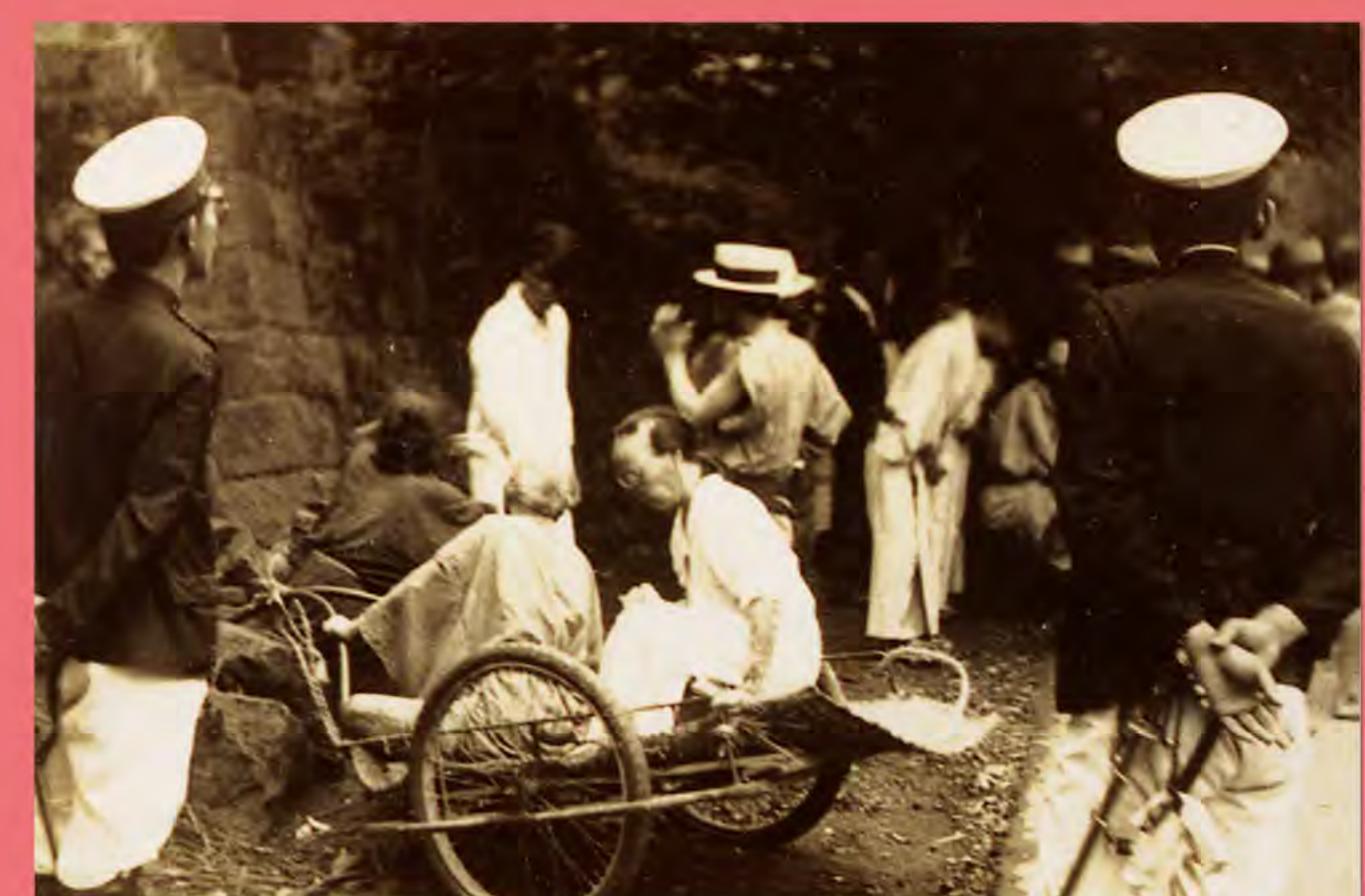
## 担当者の苦悩

『三重県のハンセン病問題、その資料と証言』三重県発行  
無らい県運動は多くの市民を直接の隔離の加害者とした。三重県職員のこの手記は、担当者の苦悩がにじみ出ている。



## 竜田寮事件

1964年、菊池惠楓園付属竜田寮児童の小学校入学をめぐり、PTAが「ライの子供と一緒に勉強しないようにしましょう」などというビラを配布し、世論をつくり、児童の通学を拒否する事件が起こった。写真は通学反対の集会の様子。



## 本妙寺強制収容

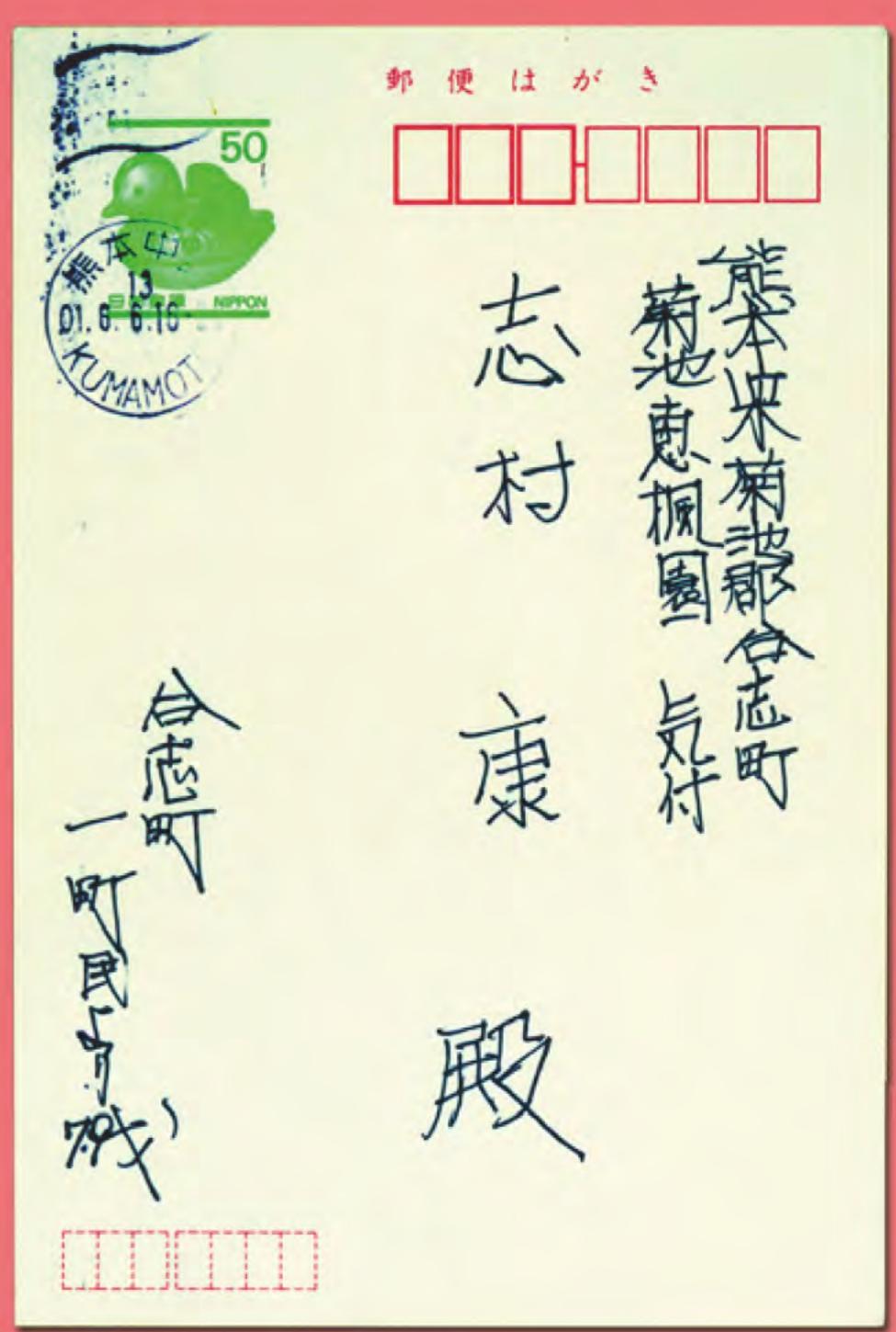
1940年、熊本市本妙寺の門前に集まるハンセン病患者に対する強制収容が行われ、集落の中心メンバーは逮捕され、群馬県草津の栗生楽泉園の監房に送られた。



## 黒川温泉宿泊拒否事件報道

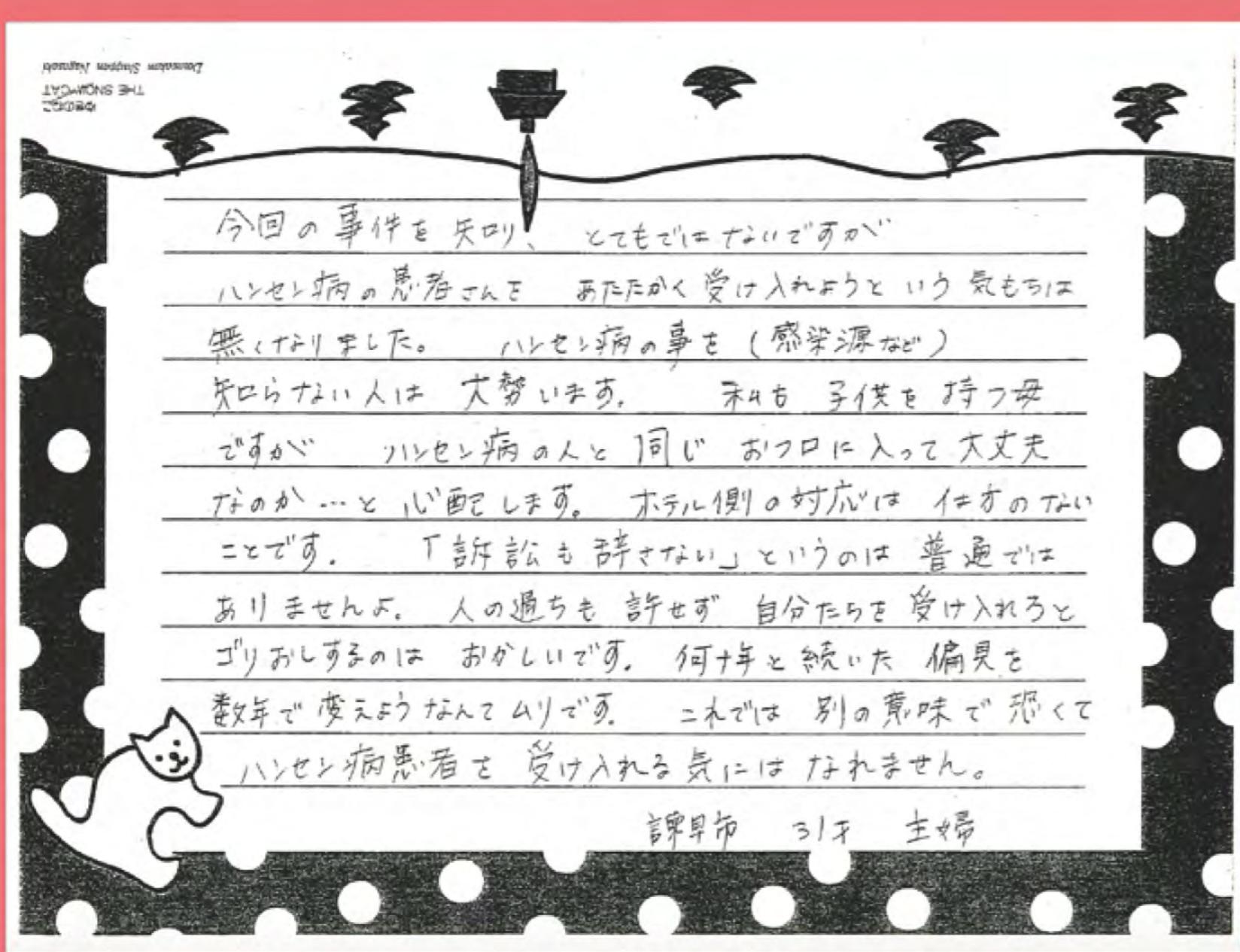
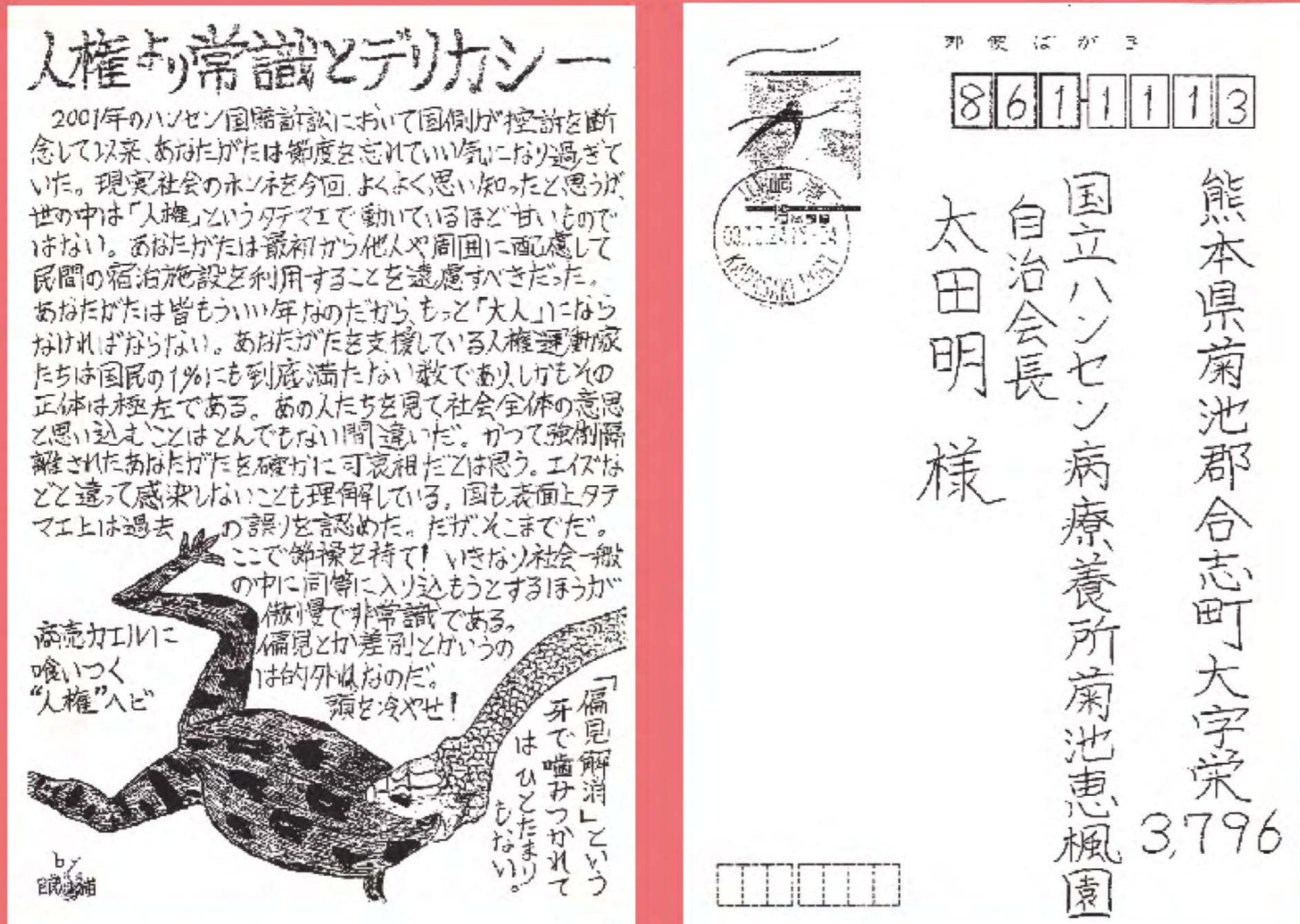
2003年11月18日、熊本の黒川温泉で、菊池恵楓園入所者が、ホテルによって宿泊を拒否される事件が起こった。この事件は、その後、入所者側の対応に対する差別的批判が相次ぐという二次被害をもたらし、ハンセン病問題の真の解決の困難さを浮き彫りにすることとなった。

昭和のはじめに、「らい病患者」が東京都に次から次に送り込まれて来たのを私は見た。手足はまかり口も鼻もまがつて本当に恐ろしい病だと思つた。あの時代は病にきく薬はないが「強制隔離」しかなかつたのだ。昭和の終りにあって良薬が出来たが町を歩いたり買物で車にのるているのを見たりしたがほとんどの者は体に変形の後のものだった。でも國のおかげで強制隔離をやめて治療したからよくなつたのだ。このお子を忘れて損害賠償を求めるなどいうことかな? 私の会ふる田舎者たちは少しの金をせがむ。町民は患者に80%以上の者が老れ返る。金で療養所を出していくかどこに帰るか。町民は患者最後に馬鹿に付ける薬はなりと云つた。一考を要す。



## 差別はがき

国賠訴訟判決後、原告団などに差別文書が送られた。



黒川温泉宿泊拒否事件差別投書  
宿泊拒否事件では、おびただしい数の匿名の差別投書が入所者自治会に寄せられた。

あなたは、  
ハンセン病を  
正しく理解して  
いますか？

**事実を  
知ってください。**  
あらゆる偏見・差別は  
無知・誤解から  
生まれます。

**事実①**  
感染力の極めて弱い  
細菌による  
病気です。

**事実②**  
ハンセン病は  
治る病気です。

菌の発病力は  
弱く、兩難は全く必要  
ありません。しかし、  
患者、回復者のどちらの強制隔離  
政策を推し進めた「らい予防法」  
という法律が制定され、2001年5月  
11日、国家賠償請求訴訟において、  
政府は敗訴。政府はこれまでの政  
策の過ちを認め、ハンセン病患者  
回復者の方々の名譽回復のための  
対策をとりはじめました。この隔  
離政策は「ハシ」をもつ患者であ  
ったがために家族が受けた被害  
のないようにして、2001年4月1日  
から「ハンセン病問題の解決の  
促進に関する法律」が施行されました。

1943年  
ハンセン病の特効薬  
であるプロミンという薬が  
開発されました。現在では、  
プロミンの他に様々な有効  
な薬が開発され、これらの  
薬を組み合わせて使う「多用  
併用療法」によって、早期発見  
と効果的な治療により確実に  
病気を治すことができる。今、  
療養所で生活している方  
のほとんどは、もうすでに  
治っており、身体の変形は  
後遺症にすぎないの  
です。

5月1日～5月7日は憲法週間です。

## 啓発活動の課題

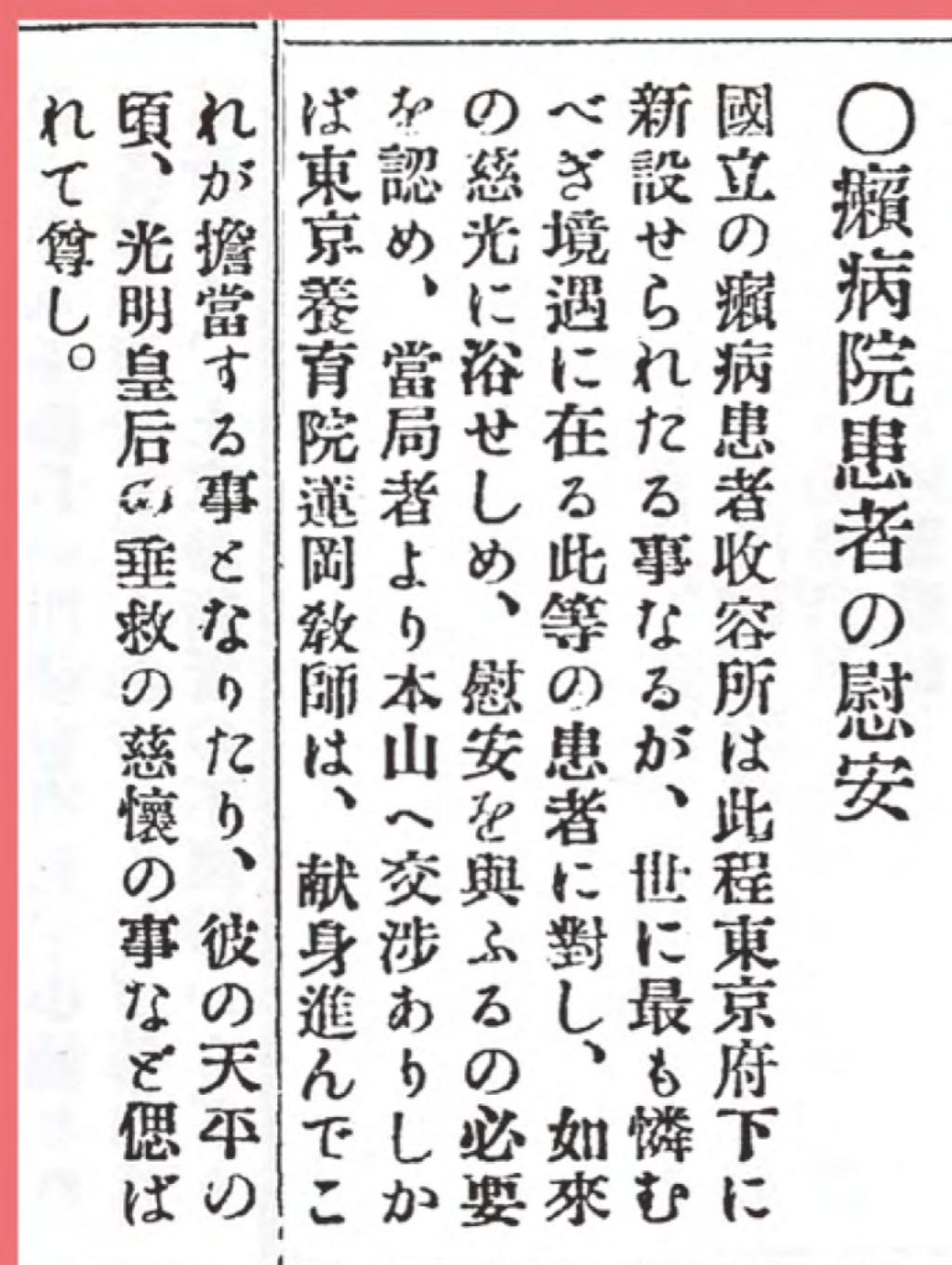
国による隔離政策が与えた被害や、市民にもたらした差別意識を正面から取り上げることなく、ハンセン病に対する知識をあらためることに比重を置く啓発活動に対して問題点が指摘されているが、現在でも多く用いられている。

# 隔離政策と真宗大谷派

真宗大谷派は、隔離政策が始まると同時に積極的に隔離政策に協力していく。教団の取り組みの中心は「慰安教化」と呼ばれるもので、ハンセン病患者を「世に最も憐れむべき境遇に在る」ものとし、「慰安」の対象とみなし、国に感謝して隔離を受け容れることが「信心」であり「救い」であると説いてきた。

自らの存在を、様々な屈辱的政策により卑下するしかない状態に貶められている入所者にとって、療養所で生活することそのことが「救済」となるという「教え」は、大きな影響を持ち、療養所を訪問する僧侶たちの多くが好意的に迎え入れられた。

しかし、人権侵害に目を閉ざしてしまうことこそ、究極の人権侵害ではないだろうか。私たちの教団が行なってきたことに、正面から向き合わなければならない。



『宗報』初出記事

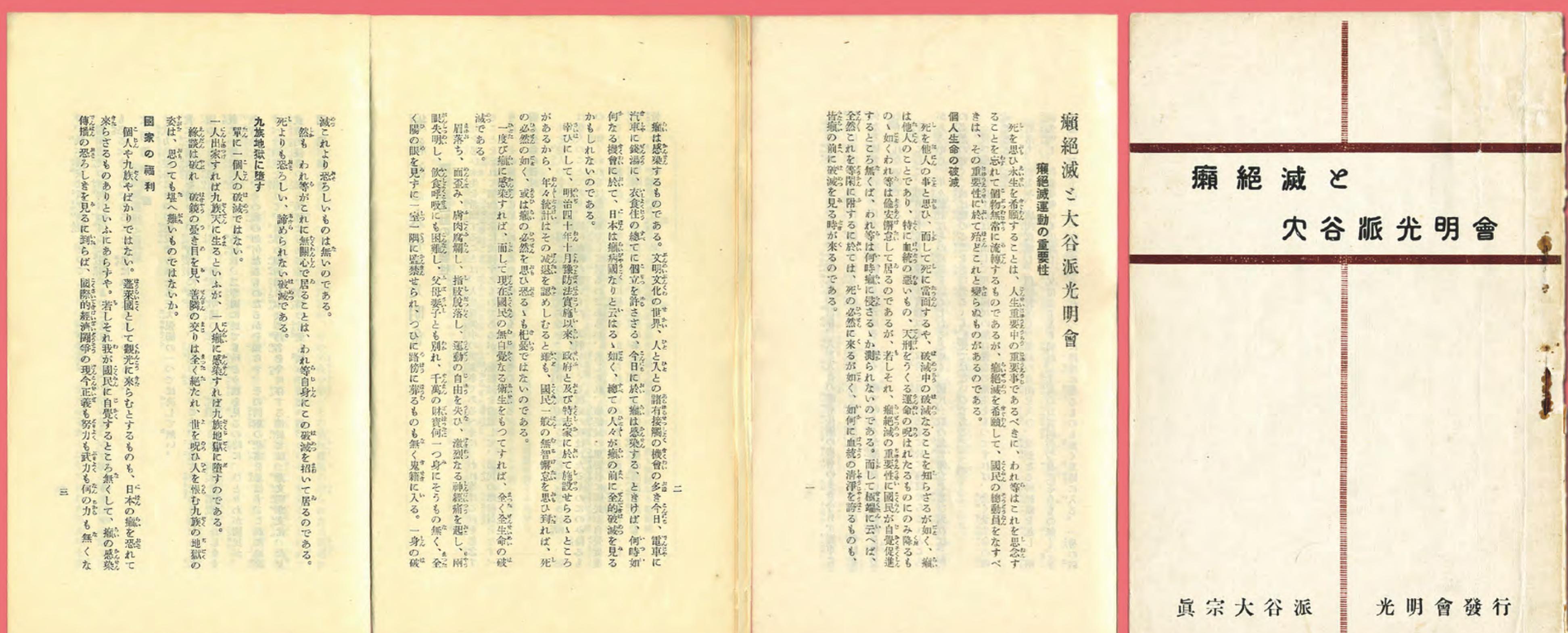
『宗報』1910年2月

短い記事であるが、国策への呼応、救済の内実、皇恩の強調など、その後の大谷派のハンセン病問題との関わりの性質が端的に表れている。



## 「癩絶滅小ポスター」

1932年6月発行の『真宗』に折り込まれた、大谷派光明会作成のポスター。全寺院に隔離徹底を呼びかけている。



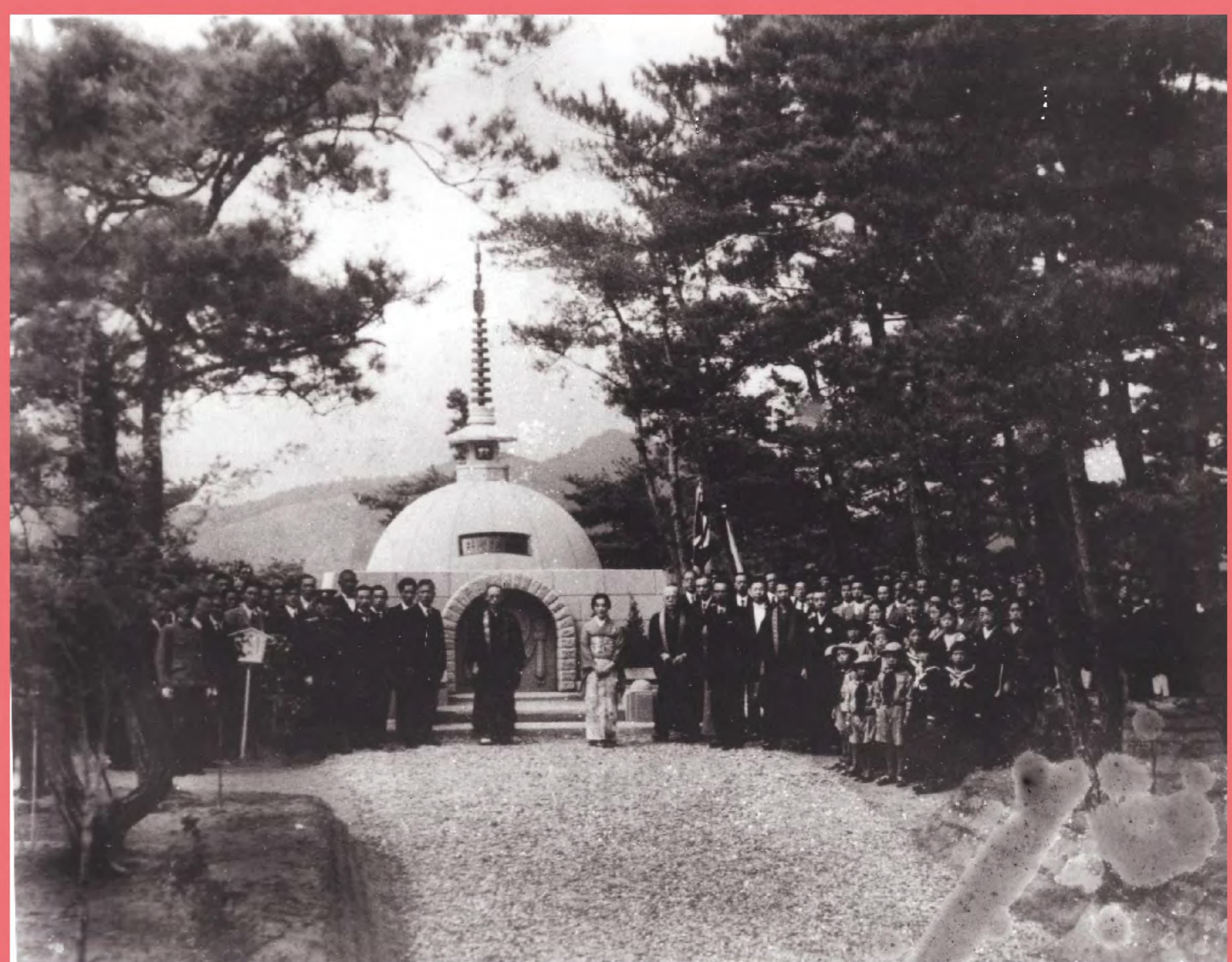
## 『癩絶滅と大谷派光明會』

1931年12月に大谷派光明会から発行されたリーフレット。理事の武内了温が執筆。懇切丁寧に隔離政策への理解を求め、厳しい言葉で隔離の徹底を訴えている。



## 『救濟』

大谷派慈善協会機関紙『救濟』。この機関誌上で、本多恵孝などが、ハンセン病問題に対する論文を多く発表した。



## 納骨堂落成式 長島愛生園

長島愛生園の旧納骨堂は、光明会総裁大谷智子裏方の寄付金を基金に、入園者の作業で完成した。1934年5月12日、裏方も出席し除幕式が執り行われた。現納骨堂は、2002年にデザインはそのままに立て替えられた。

## 入園者の行くべき道（抄）

曉鳥 敏

（昭和九年三月二十八日夜、入園者になされたる講演の梗概）

病気は病気を越えた世界を味はしてくれるから有難い。そこに信心歡喜が生れる。

信心があれば人柄がよくなる。人相がよくなれば人が寄つて来る。誰もしかみ面をした人のところには行く人がない。皆さんも人に来て貰ひたいと思へば、ニコニコ顔をするに限る。この道を明にして、病気の中から病気を越えた二コニコした世界を発見することが大切な仕事であると思ふ。

病気が治らうが治るまいが、そんな事は心配せずにすべてを神仏にお任せしておけばよい。病気が重くなれば死ぬまでのことだ。そんなことははつきり判つてゐる。

皆さんは、ここに生くる道をお見出しになつて精進せられんことを望みます。

皆さんは自分がわるくて病気になつたのではないのだが、国家のために、多くの同胞のために、ここに家を離れて病気を保養してをるのである。

皆さんは静かにここにをらるることがそのまま沢山の人を助けることになり、国家のためにになります。だから皆さんが病気と戦うてそれを超越してゆかることは、兵隊さんが戦場に働いてをることと変らぬ報国尽忠のつとめを果すことになるのであります。



## 暁鳥敏と光田健輔、愛生園にて

『愛生』六号

戦後に宗務総長となる暁鳥敏（前列中央左）は、光田健輔（前列右端）などとも交流があり、たびたび療養所を訪れ、慰安教化の一翼をなった。

## 暁鳥敏講話

# 小笠原登の事績

小笠原登(1888年～1970年)は、愛知県海部郡甚目寺村(現甚目寺町)の真宗大谷派圓周寺に生まれた。京都帝国大学医科で学んだ小笠原は、1926年より皮膚科第五診察室でハンセン病診療をはじめ、その後ハンセン病の診察・研究施設として新設された皮膚科特別研究室の主任となり、ここで1948年の定年退官まで研究と治療を続けた。

小笠原の患者への対応は、隔離政策と真っ向から対立するもので、隔離や断種を必要なしとするものであり、隔離から患者を守るために、カルテにハンセン病を表す病名を記さないこともあった。小笠原は、その医学的根拠として、ハンセン病の発病が菌の感染から必然的に起こるのではなく、患者の体質など総合的環境が大きな要因であるとした。主要論文である『らいに関する三つの迷信』などで明らかにされている。

このような小笠原の主張に対し、1940年代、隔離政策推進の中心人物である光田健輔医師の強い影響力下にあった医師たちが激しい反論を行い、小笠原の主張や実践を潰そうとした。しかし小笠原の医学的根拠には反論し得ていない。つまり、彼らが認めようとしなかったことは、小笠原の隔離は必要でないとする主張と、治療によってハンセン病患者を救済していくという考え方であった。このような小笠原の姿勢は、多くの患者の信頼を集めた。

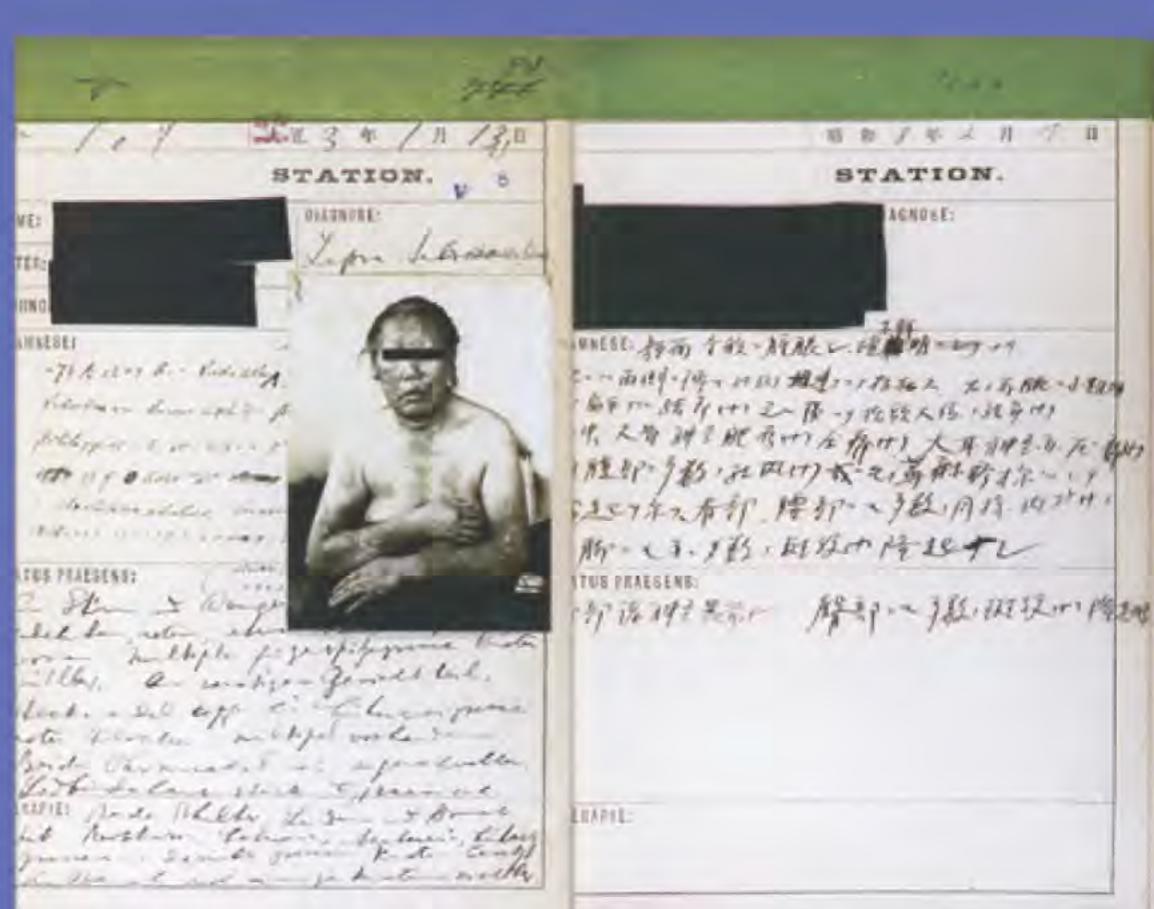
なお、この論争のひとつが宗教紙『中外日報』で行われている。つまり、大谷派をはじめとする仏教界・宗教界は、ことの本質を知る機会があったということである。そのうえで、大谷派は、小笠原登を捨て光田派と国策に隨順したということになるのである。

京大を退官した小笠原は、1948年、国立豊橋病院に勤務し、その後奄美和光園に赴任、隔離政策下であっても、1966年に離任するまで信念に基づく治療を実践した。隔離に抗した小笠原の存在は、ハンセン病国賠訴訟の闘いなどで、隔離政策を根本から問う大きな力となった。



小笠原登

隔離推進に抗した医師で、大谷派僧侶である。



外来カルテ

診断名が空欄になっているカルテ。他の病名が記されているものもあった。



『中外日報』記事

1941(昭和16)年6月12日

小笠原登と、光田健輔の影響下にあった早田皓が論争を繰り広げた。

# いま、共なる歩みを 人間回復の闘い

隔離の中で厳しい生活を余儀なくされていた入所者であるが、決して無抵抗であったわけではない。1953年の予防法「改正」に際しては、全患協（現全療協）を結成し、ハンガーストライキやデモ行進などを敢行し隔離政策の継続に抵抗した。その後も長島架橋運動など当事者運動は途絶えることなく続けられ、1996年の予防法廃止から2001年のハンセン病国賠訴訟勝利へと続いていった。この勝訴判決をきっかけに、各地で「退所者の会」や「遺族の会」が立ち上げられるなど、当事者運動はさらに広がりを見せ、それに応えようとする市民運動も活発化している。そして2008年には、96万筆もの署名により「ハンセン病問題基本法」が制定され、翌年施行された。

しかし、この法律の制定を求めねばならなかったところに、ハンセン病問題の現状が表れているとも言え、らい予防法は廃止されたが、療養所の将来には大きな不安が横たわり、社会復帰や退所者の生活に対する地方自治体の取り組みはきわめて脆弱である。ふるさとや家族とのつながりの回復も大きな課題となっている。また日本の植民地政策により設置された韓国や台湾の療養所入所者の被害回復の取り組みも道半ばである。真のハンセン病問題の解決は、まだまだ緒についたばかりと言わざるを得ない。



全国ハンセン病患者協議会旗

1951年2月、全国国立療養所患者協議会として  
発足、現在のハンセン病療養所入所者協議会。今日まで  
一貫して当事者の運動を展開してきた。



## 『全患協ニュース』

1955年3月

# 竜田寮事件への取り組みを報じる紙面。

2011年3月まで961号が発行され、  
復刻版が出版されており、全患協の歴史を通  
覧することができる。



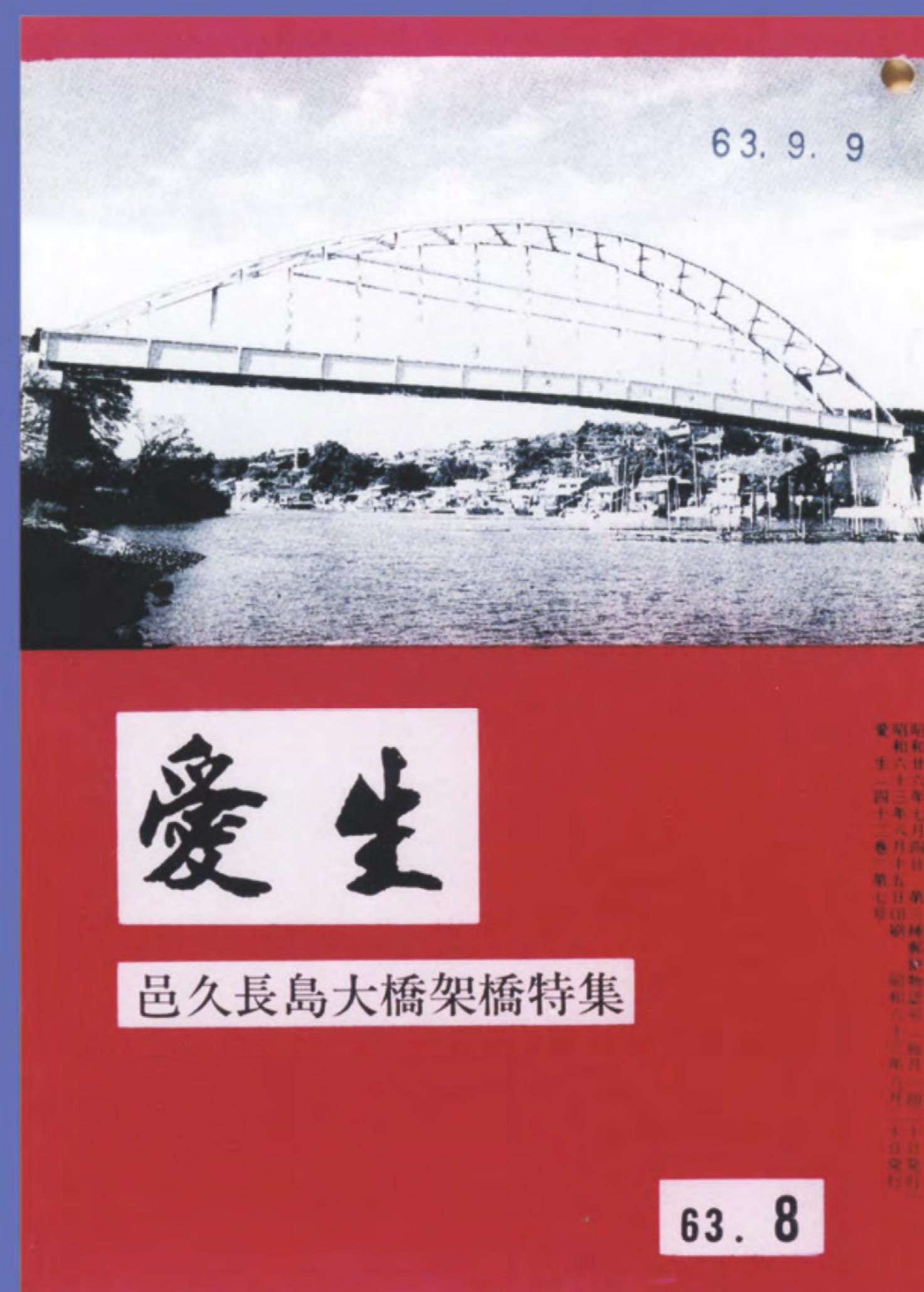
## 長島架橋

1972年「長島架橋促進請願書」が厚生省に提出以来、  
1988年の開通まで粘り強い闘いが繰り広げられた。  
この写真は入所者によって撮影されたもの。



# 予防法闘争 大島青松園

1953年、隔離の徹底がさらに厳しく定められる予防法「改正」案に抗して、各園で反対運動が展開された。



自治会誌『愛牛』 長島愛牛園

自治会誌『愛生』 長島愛生園  
各療養所には、全療協の支部と共に、自治会が結成されており、福利厚生から文化活動、啓発活動など入所者の目線からの独自の取り組みがなされている。自治会誌も古くから発行され、入所者の生の声が紙面を埋めている。



## 国賠訴訟勝訴

1988年7月31日、星塚敬愛園、菊池惠楓園の入所者13名により、「らい予防法」違憲国家賠償請求訴訟が熊本地裁に提訴された。その後原告の数は膨らみ、ついに2001年5月11日、勝訴判決を勝ち取り、控訴阻止の取り組みにより5月23日判決が確定した。

## 退所者の闘い 新聞記事

隔離政策下において、療養所を例外的に退所した人たちがいる。またハンセン病を患いながら入所歴のない人たちがいる。その人たちには、「例外」的存在であるが、入所者とは違う多大な被害を受けた、隔離政策の被害者である。社会潜伏を余儀なくされていた退所者の人たちが、被害回復の闘いの一歩を踏み出している。写真は退所者の取り組み、生き様を伝える記事。

**人・脈・記**

1988年7月31日、星塚敬愛園、菊池惠楓園の入所者13名により、「らい予防法」違憲国家賠償請求訴訟が熊本地裁に提訴された。その後原告の数は膨らみ、ついに2001年5月11日、勝訴判決を勝ち取り、控訴阻止の取り組みにより5月23日判決が確定した。

**隔離の記憶**

1988年7月31日、星塚敬愛園、菊池惠楓園の入所者13名により、「らい予防法」違憲国家賠償請求訴訟が熊本地裁に提訴された。その後原告の数は膨らみ、ついに2001年5月11日、勝訴判決を勝ち取り、控訴阻止の取り組みにより5月23日判決が確定した。

**隠さずに生きる 堂々と**

1988年7月31日、星塚敬愛園、菊池惠楓園の入所者13名により、「らい予防法」違憲国家賠償請求訴訟が熊本地裁に提訴された。その後原告の数は膨らみ、ついに2001年5月11日、勝訴判決を勝ち取り、控訴阻止の取り組みにより5月23日判決が確定した。

宮本正吉さん

1988年7月31日、星塚敬愛園、菊池惠楓園の入所者13名により、「らい予防法」違憲国家賠償請求訴訟が熊本地裁に提訴された。その後原告の数は膨らみ、ついに2001年5月11日、勝訴判決を勝ち取り、控訴阻止の取り組みにより5月23日判決が確定した。



## 「ハンセン病問題基本法」署名活動

ハンセン病問題の真の解決のためには、新しい法律がどうしても必要である。そのような当事者の声に応え、ハンセン病問題基本法制定を求める署名活動は全国に広がり、96万筆の署名を集め、新しい法律を制定させた。

写真左は、署名運動の先頭に立つ退所者の会会員。

ハンセン病問題の解決の促進に関する法律(「ハンセン病問題基本法」)抜粋

### 第一章 総則

第一条 この法律は、国によるハンセン病の患者に対する隔離政策に起因して生じた問題であって、ハンセン病の患者であった者等の福祉の増進、名誉の回復等に関し現在もなお存在するもの(以下「ハンセン病問題」という。)の解決の促進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、ハンセン病問題の解決に関し必要な事項を定めるものとする。

### (基本理念)

第三条 ハンセン病問題に関する施策は、国によるハンセン病の患者に対する隔離政策によりハンセン病の患者であった者等が受けた身体及び財産に係る被害その他社会生活全般にわたる被害に照らし、その被害を可能な限り回復することを旨として行われなければならない。

2 ハンセン病問題に関する施策を講ずるに当たっては、入所者が、現に居住する国立ハンセン病療養所等において、その生活環境が地域社会から孤立することなく、安心して豊かな生活を営むこと

ができるように配慮されなければならない。

3 何人も、ハンセン病の患者であった者等に対して、ハンセン病の患者であったこと又はハンセン病に罹(り)患していることを理由として、差別することその他の権利利益を侵害する行為をしてはならない。

### (国及び地方公共団体の責務)

第四条 国は、前条に定める基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、ハンセン病の患者であった者等の福祉の増進等を図るための施策を策定し、及び実施する責務を有する。

第五条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国と協力しつつ、その地域の実情を踏まえ、ハンセン病の患者であった者等の福祉の増進等を図るための施策を策定し、及び実施する責務を有する。

### (ハンセン病の患者であった者等その他の関係者の意見の反映のための措置)

第六条 国は、ハンセン病問題に関する施策の策定及び実施に当たっては、ハンセン病の患者であった者等その他の関係者との協議の場を設ける等これらの者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。

## 「ハンセン病問題基本法」抜粋

あらたに制定された、「ハンセン病問題の解決の促進に関する法律」(通称「ハンセン病問題基本法」)は、基本理念に隔離政策の被害の回復をあげ、国および地方公共団体の責任を明確にしている。

私は本名を名告る。本名を名告つて「らい」の現実を訴える。

本当の人間回復とは、私を園に送り込んだ側、差別した側も共に回復することです。私を隔離することを容認している間は、本当の喜びはないのであって、私が人間回復し、家族を始めとする親戚の人々と一緒になった時に、はじめて本当に自他共に人間が回復する時です。

浄土が「清淨ナル土」ということと、更に「土ヲ淨ムル」ことの意味を持つものであるとするならば、かつて「祖国浄化」のもとに国から排除された者にとって、「浄化」された祖国とは何であったのか。やがて祖国が浄化されて、「浄土」となった時、「らい」を病んだ者は永遠にその外に位置しなければならないのであろうか。「祖国浄化」のために、患者を「穢」としてとらえ、国の法律をもつて強制隔離をした、わが国の世論もまた「隔離やむなし」として容認したのではないのであらうか。

親鸞は『教行信証』真仏土巻に「真仏土」を釈して、「土ハ亦是レ無量光

明土ナリ」と述べている。また「光明ハ智慧ノカタチナリ」とも説明している。眞実の「浄土」とは、本当のものを知りうる智慧によつて、本当のものが見えてくる世界のことである。排除して浄化された国土が、本当の世界であるとは考えられない。

強制隔離をうたつて現行の「らい」予防法が改正され、失った人格をとりもどし、人権が確立し、「特別の人たちではない。普通の人たちとして友だちになつてほしい」のである。排除され、隔離された者が真に「人間回復」を成就するのである。その時、私たちにとって、ここが「浄土」となるのである。

排除され、隔離された者が、運命共同体としての同歎同苦の心を結び、捨てられたもののみが持つ「世」を捨てた「想い」が、隔離の島を「楽土」としたいという悲願に生きたとしても責められることはない。そしてそこに足を運んだ人も、それを受け容れた人も、隔離を前提として、それを動かすことのできないものとしてうべなつたことは覆うべくもない事実である。

## 伊奈教勝(藤井善)さんの言葉

慰安教化が行われる療養所の中にあって、親鸞との出会いから、人間解放への道を歩み始めた人たちがいる。伊奈教勝さんはその一人である。

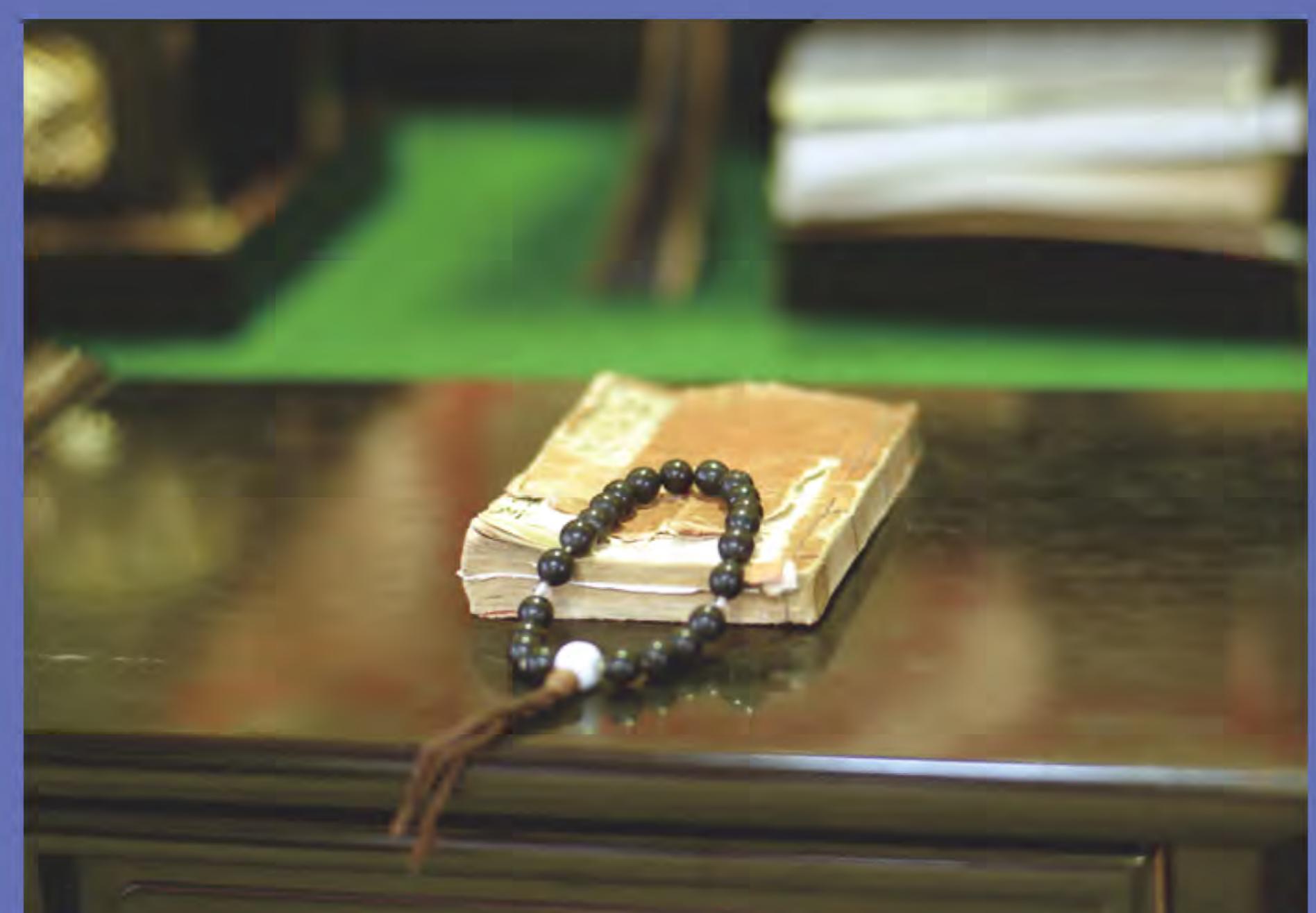
## 『ハンセン病・隔絶四十年 人間解放へのメッセージ』



崇信教会 栗生楽泉園

全国の国立療養所入所者の約3分の1が、浄土真宗のご門徒となっている。各園には教会や会館が立てられ、同朋会が運営されている。

崇信教会は、大谷派寺院名簿にも収載されている。



勤行本 栗生楽泉園

多くの入所者が、人間としての尊厳を守る生き方を信仰に求めた。

# 大谷派の取り組み

大谷派としても、過去の歴史と向き合う中で、らい予防法廃止に時をあわせ、1996年謝罪声明と国への要望書を提出、あらたな取り組みの一歩を踏み出した。

全国各地の療養所へ訪問、回復者や市民運動との交流、ネットワークニュースの発行や『真宗』誌への記事掲載、真相究明に向けた取り組み、そしてハンセン病問題全国交流集会の開催など、隔離されたもの、隔離したものが共に解放される世界を求めて活動を展開している。

その活動の中心となるハンセン病問題に関する懇談会(ハンセン懇)委員は、各教区から選任、教区内での課題共有、近隣療養所との交流、地域の市民運動との連繋など大きな役割を担っている。



『ハンセン病問題に学ぶ学習資料集』  
2018年真宗大谷派宗務所発行

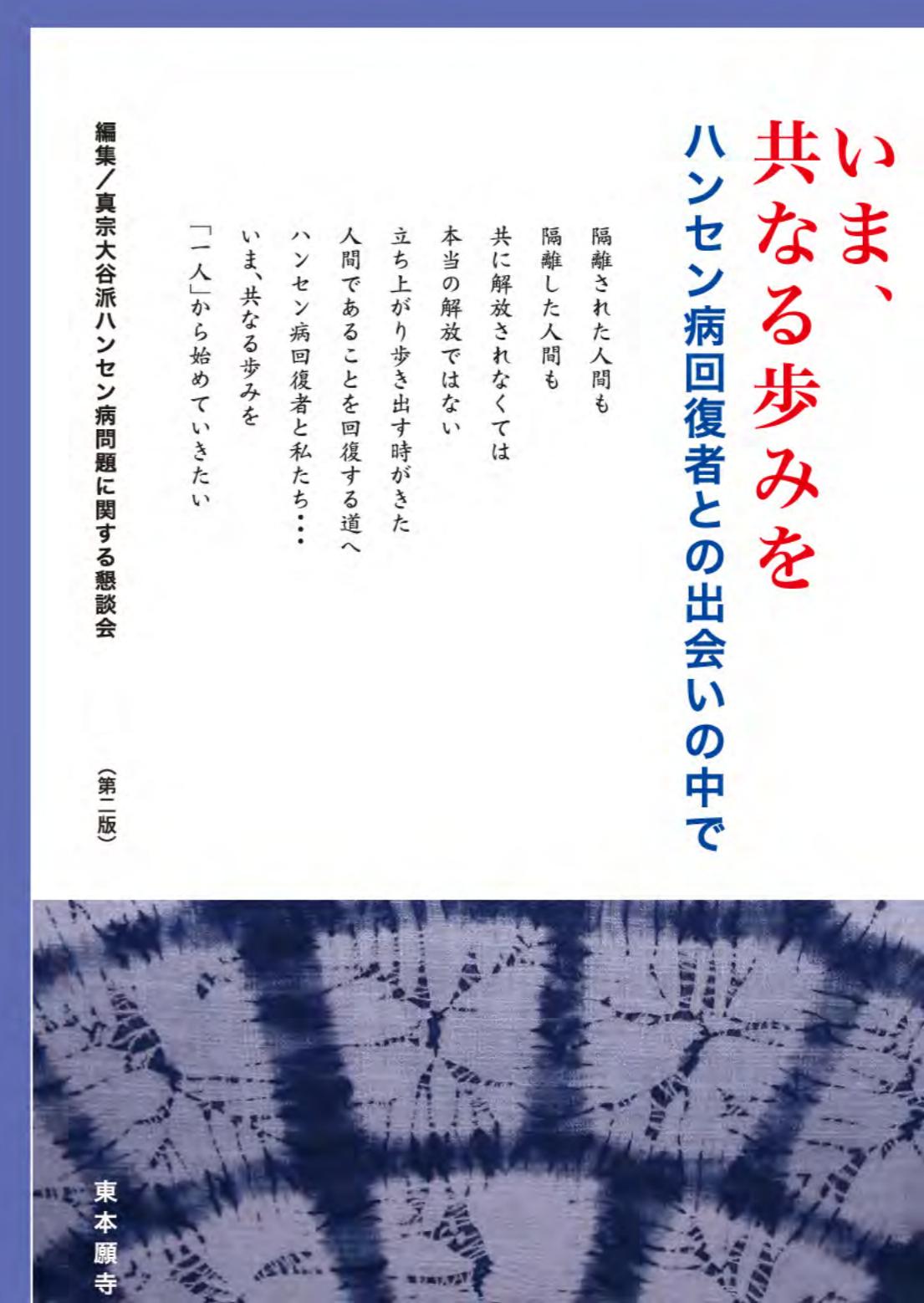


真宗ブックレット No.10. 『小笠原登  
ハンセン病強制隔離に抗した生涯』

2003年東本願寺出版部発行  
大谷派における真相究明の一環としてこのブックレットが発行された。



『ネットワークニュース願いから動きへ』  
2000年4月1日に、第1号が発行された。「願いから動きへ」というタイトルの通り、人と人とをつなぐ動きとなることを願って発行してきた



『いま、共なる歩みを ハンセン病回復者との出会いの中で』  
2003年第1版、2010年第2版、東本願寺出版部発行  
ハンセン病問題に関する懇談会が、これまでの取り組みの一つの総括として編集した。

## ハンセン病に関する真宗大谷派の謝罪声明

真宗大谷派宗務総長 能郷英士

「らい(ハンセン病)」が「らい菌」いう極めて弱い病原菌による伝染病であることが判明して一世紀。それに関連して、感染力は極めて弱く、潜伏期間は極めて長いことが判明してから七十～八十年。確実な治療法が発見されてから既に五十年の時を経ています。我が国における「らい予防法」は、一九〇七年にその原型である「法律第十一号 らい予防に関する件」が成立しました。その後、一九三一年には患者の「強制隔離」の条項を盛り込んだ大幅な改正が行われ、隔離の必要性が科学的に否定された後、一九五三年に若干の「改正」を経るも、「隔離」の条項はそのまま引き継がれ、現在に至っていましたが、「全国ハンセン病患者協議会」を中心とした各層の永年の運動によって、さる三月二七日ようやく廃止されました。

そもそもこの法律は、「らい」感染者の医療のためではなく、非感染者の「安全」のために、感染者の「隔離」を目的として作られたものであったのです。病そのものではなく、病気になった「人」を社会から抹殺するような「らい撲滅」のスローガンに象徴されるように、そこには不都合なものを排除することで、排除した側だけの「安全な社会」ができるとする社会体質が背景として存在していました。

この法律は、病としては一つの感染症に過ぎない「らい」について、「法」を後ろ盾にしながら、強制隔離を必要とするような「恐ろしい病気」であるという誤った認識を社会に植え付け、国の隔離政策を正当化するものとして機能してきました。

一九三一年、真宗大谷派は「らい予防法」の成立にあわせ、教団を挙げて「大谷派光明会」を発足させました。当時から隔離の必要がないことを主張した小笠原登博士のような医学者の存在を見ず、声を聞くこともないままに、隔離を主張する当時の「権威」であった光田健輔博士らの意見のみを根拠に、無批判に国家政策に追従し、「隔離」という政策徹底に大きな役目を担っていました。

私たち真宗大谷派教団は、その時代社会の中にあって、その法律のもつ意味を正しく認識することができず、国家による甚だしい人権侵害を見抜くことができなかつたと

いわなければなりません。国家は法によって「患者」の「療養所」への強制収容を進めました。それと相俟って、教団は「教え」と権威によって、隔離政策を支える社会意識を助長してきました。確かに、一部の善意のひとたちによっていわゆる「慰問布教」はなされてきましたが、それらの人たちの善意にもかかわらず、結果として、これらの布教のなかには、隔離を運命とあきらめさせ、園の内と外を目覚めさせないあまりを犯したものがあったことも認めざるをえません。このような国家と教団の連動した関わりが、偏見に基づく併除の論理によって「病そのものとは別の、もう一つの苦しみ」をもたらしたのです。私たち真宗大谷派教団と国家に大きな責任があることは明白な歴史の事実なのです。

今、「療養所」の内から発せられた糾弾の声に向き合うとき、私たちの教団は、四海同朋という教えにそむいていたことを懺悔せざるをえません。本当に申し訳のないことです。真宗大谷派は、これらの歴史的事実(教団の行為と在り方)を深く心に刻み、隔離されてきたすべての「患者」と、そのことで苦しみを抱え続けてこられた家族・親族に対して、ここに謝罪いたします。また同時に、隔離政策を支える社会を生み出す大きな要素となる「教化」を行ってきたことについて、すべての人々に謝罪いたします。

そして、この謝罪があまりにも遅かったことについてもお詫びしなければなりません。それは、謝罪を出発点として、過去から現在までの差別と偏見から「療養所」の内と外が共に解放されていく歩みが始まらなければならないと考えるからです。

真宗大谷派はその歩みの具体的な一歩として、このことを社会全体に対して声明し、私たちと同じく責任を抱える国に対して、「謝罪と補償」を強く要請し、そして、二度と同じ過ちを繰り返さないために、国民的課題として「学習」及び啓蒙活動を速やかに展開することを併せて要請します。

同時に、私たち自身が継続的な「学習」を続けていくこと、そして「教え=ことば」が常に人間回復・解放の力と成り得るような、生きた教えの構築と教化を宗門の課題として取り組んでいくことをここに誓うものです。

以上

## 「謝罪声明」 1996年4月1日

1996年、「らい予防法」廃止に時をあわせ、教団の歴史を見直し、謝罪声明を公表、あわせて国に対する要望書を提出した。要望書の中には、新しい法律の制定も求めている。

### 一人ひとりの京都宣言

私たちはここに「隔離から解放へ」というテーマのもとで、昨年に続いて交流集会をもちました。これは、1996年4月に「らい予防法」が廃止され、時を同じくして、真宗大谷派教団が「謝罪声明」を表明し、国への「要望書」を提起したことによる園内外との交流をめざす具体的な動きの中で始まったものです。

#### 私たち一人ひとりが交流の道をきりひらきたい

園の内部からは、国家による絶対隔離政策によって人間としての誇りや人権を奪われてきたことを告発する数多くの証言がなされてきました。そして、園の外側から、その声にふれ、問題の大きさ深さに気がついた時点からさまざまな形での交流が重ねられてきました。それは、隔離されてきたものの人間を回復することであるとともに、隔離してきたもの自身が、この問題に長らく無関心で忘れ去ってきたことへの痛みをもって人間を回復することを願いとした動きであります。私たちは、善意や正義感やたてまえによるものではなく、悲しみと怒りをもって互いに人間を奪還する「交流」の道をきりひらきたいのです。

#### 私たち一人ひとりが場になりたい

そこで、交流を生み出し、継続していく「場」が求められてきます。それは、国家と教団とわが身をもろともに問いつづけることをいのちとするものです。ハンセン病問題をめぐる交流と運動を呼び覚ましていく場を確保していくことは、現代社会の内実を根底から問うことになるはずであります。それを私たち一人ひとりが「場」となることによって展開していくことをめざしたいのです。

#### 私たち一人ひとりは記憶を刻みたい

「記憶」とは、この交流の場から発信されるものの内実です。近代の日本におけるハンセン病の歴史を学び知ることは、単に過去の出来事としてきりはなして何か

をしようということではありません。それなら新たな対策主義に陥ります。近代の国家防衛思想—それはハンセン病患者を守るのではなく、「祖国浄化」「らい撲滅」という形で国を守ることでした。そのような国家に宗教的意味づけをしてきたところに教団の責任があるのです。私たちの現在を呪縛してきたこの在り方を徹底して問い合わせ、検証することを、死者たちとの共闘・共存の作業とし、今を生きるすべての人びとの「記憶」に刻んでいきたいのです。

交流の道をきりひらき、場を確保しつづけ、記憶を刻み込んでいくことが共通の課題となるならば、そこから、お互いの存在にとっての真の解放とは何なのか、どう表現していくのかの対話が始まります。それは、今はっきりとさせておきたいこと、やりたいこと、せすにはおれないことを確かめ合い、行動に起ち上がることであります。そのような実質的な解放を私たち一人ひとりの歩みとしていくことを、今ここに宣言いたします。

1998年10月16日

第二回真宗大谷派・全国ハンセン病療養所交流集会 参加者一同

#### 願いから動きへ ～私たち一人ひとりがめざすこと～

- 一、ハンセン病回復者とふるさとを結ぶ道をきりひらき、失われた歴史を取り戻すこと。
- 一、明らかに被害を受けた人々にとって、心の底から納得できる解決とは何かを明確にし、行動に移すこと。
- 一、解放への願いを持ちつづけた小笠原登医師の事績を明らかにし、その願いを実践していくこと。
- 一、療養所へ訪問することを基点とし、その中で明らかになった課題を共有していく場を開きつづけていくこと。

## 「一人ひとりの京都宣言」

第二回ハンセン病問題全国交流集会の際に、今後の取り組みの指針と行動目標を、参加者一同で確認した。

1998年10月16日



### 交流集会集合写真 第一回

大谷派の取り組みの基本活動として、交流集会を開催。第一回は、「真宗大谷派・全国ハンセン病療養所交流集会」の名で開催。



### 交流集会写真 第四回

このときはじめて、交流集会が療養所で開催され、名称は「真宗大谷派・全国ハンセン病交流集会」となる。栗生樂泉園の納骨堂前。



### 52年ぶりの墓参り

大谷派の取り組みの柱の一つが、家族、ふるさととの関係の回復である。大島青松園多田清子さんの墓参り。



### 赤松親子対面写真 宮御殿

55年間にわたる空白が埋まった親子の対面。写真は赤松さん親子と出会いに立ちあつた仲間たち。

## 家族原告 568名が提訴

らい予防法廃止から20年、ハンセン病国家賠償訴訟熊本判決から15年を経ても変わらない課題があります。一つは差別・偏見の克服が未だになされていないことです。判決の2年後、熊本県の黒川温泉で療養所入所者の宿泊拒否事件が起き、菊池恵楓園の自治会には「身の程知らず」などという誹謗（ひぼう）中傷のはがきが届きました。

2016年春、国のハンセン病隔離政策によって、患者だけでなく家族も深刻な被害を受けてきたと、家族らが国に謝罪と損害賠償を求めた訴訟が提訴されました。「ハンセン病家族訴訟」は一次提訴で59名、二次提訴では509名の原告が声をあげました。

568人の原告の中で、名前や素顔を出している人は一桁ほどしかいません。「夫に内緒でもいいでしょうか」と公衆電話からかけてきた80歳近い人もいたといいます。このような状況がまだ日本社会で続いています。

この時期に提訴に踏み切った理由は、1996年に「らい予防法」が廃止されてから2016年3月に「除斥期間」の20年が過ぎ、被害者として裁判に訴える効力がなくなるからです。しかし、20年が過ぎたからといって被害はなくなることはありません。2001年の熊本地裁判決では、療養所に入所した元患者に対する被害を認めましたが、その家族の被害には触れられていません。今回の裁判の意義は、家族の被害をあきらかにすることです。

## 原告 黄光男さんの言葉から

### 「家族裁判の意義」

家族裁判の原告になるきっかけは、ハンセン病遺族・家族の会「れんげ草の会」である。熊本での交流会に参加することで大勢の家族が同じ思いで苦しんでいることがわかった。今回の家族裁判では、そんな家族の被害の全容を明らかにしたい。隔離政策の被害の責任は実は市民一人ひとりにある。自治体の職員や市民が一体となった「無らい県運動」により患者と家族を社会から追いやった。熊本地裁判決では国は謝罪したが、市民一人ひとりの加害責任を問うのがこの裁判の意義である。そして、この裁判を通して家族と元患者の断絶した関係が回復され、堂々と故郷を訪れるができるようにしたい。そして、遺骨がふるさとに帰れるようになることがこの裁判のもう一つの意義である。この裁判に是非勝って国に謝罪の言葉を聞き、「もう故郷に帰って来ていいんだよ。家族はあなたが帰るのを待っているよ」と宣言したい。

『ネットワークニュース願いから動きへ』45号より



熊本地方裁判所に向かう原告団と弁護団。前列中央は黄光男さん、その隣が原告団長の林力さん（2016年2月15日）



熊本地裁前にて、初公判に臨む思いを語る原告ら（2016年10月14日）



熊本地裁前、初公判に入廷する原告ら（2016年10月14日）